

4. 障害福祉サービスについて

しょうがいしゃへの福祉サービスは、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に定められています。

① 障害福祉サービス

じりつしえんきゅうふ かいごきゅうふ きょたくかいご たんきにゅうしょ
自立支援給付、介護給付・・・居宅介護（ホームヘルプ）や短期入所
しせつにゅうしょしえん
施設入所支援などのサービスです。

くんれんとうきゅうふ しゅうろうけいぞくしえん
訓練等給付・・・就労継続支援やグループホームなどのサービスです。

② 自立支援医療

しょうしゃなど しんしん しょうがい じょきょ けいげん はか じりつ にちじょうせいかつ
障害者等の心身の障害の除去・軽減を図り、自立した日常生活を
いとな ひつよう いりよう いりようひ じ こふたんがく けいげん せいど
営むために必要な医療について医療費の自己負担額を軽減する制度。

れい こうせいいりよう いくせいりりよう せいしんつういんいりよう
（例）更生医療、育成医療、精神通院医療

③ 補装具

しょうしゃなど しんたいきのう ほかん だいたい ちょうきかん
障害者等の身体機能を補完し、または代替し、かつ長期間に
けいぞく しょう
わたり継続して使用されるもの。

れい ぎし そうぐ くるま ほちようき ほこうき など
（例）義肢、装具、車いす、補聴器、歩行器 など

④ 地域生活支援事業

いどうしえん
○移動支援

にちじょうせいかつようぐきゅうふ
○日常生活用具給付

いしそつうしえん
○意思疎通支援

じゅんかいしえんせんもんいんせいび
○巡回支援専門員整備 など

⑤ 障がい児支援

しょう じ さいみまん かん しえん じどうふくしほう さだ
障がい児（18歳未満）に関する支援は、児童福祉法に定められて
います。

じどうはつたつしえん
○児童発達支援

ほうかごとう
○放課後等デイサービス など



① しょうがいふくし 障害福祉サービス

しょうがいふくし 障害福祉サービスは大きく分けて **かいごきゅうふ 介護給付** と **くんれんとうきゅうふ 訓練等給付** があります。

かいごきゅうふ 介護給付・・・**かいご おこな** 介護を行うためのサービスです。

くんれんとうきゅうふ 訓練等給付・・・**せいかつのうりよく いじ こうじょう めざ じりつくんれん いっぱんきぎょうなど しゅうろう** 生活能力の維持・向上を目指す自立訓練や、一般企業等への就労を目指す就労移行支援、**めざ しゅうろうい こうし えん きょうどうせいかつえんじょ など** 共同生活援助（グループホーム）等があります。

たい しょう しゃ 対象者

○ **しんたいしょうがいしゃてちょう も かた** 身体障害者手帳をお持ちの方

○ **りょういくてちょう も かた** 療育手帳をお持ちの方

○ **せいしんしょうがいしゃほけん ふくしてちょう も かた** 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

○ **じりつしえんいりょう せいしんつういん う かた** 自立支援医療（精神通院）を受けている方

○ **せんもんい しんだんしょ か かた** 専門医に診断書を書いてもらえる方

○ **なんびょうかんじゃ** 難病患者

ちりょうほうほう かくりつ しつぺい ほか とくしゅしつぺい せいれい さだ
治療方法が確立していない疾病その他の特殊疾病であって政令で定めるもの
による障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である方。

○ **じどう さいみん** 児童（18歳未満）

じょうき てちょう しょうじ せんもんい しんだんしょ か じどう
上記にある手帳を所持しているか、専門医に診断書を書いてもらえる児童。

りょうしゃふたん 利用者負担について

サービスを利用したときの利用者負担は、**りょうしゃふたん ふたんのうりよく おう ふたん** 負担能力に応じた負担となっています。

りょうしゃ せたい しょうとく おう つき りょうしゃ ふたんじょうげんがく せつてい
利用者の世帯における所得に応じて、月ごとの利用者負担上限額が設定されます。

くぶん 区分	せたい しゅうにゅうじょうきよう 世帯の収入状況	ふたんじょうげんがく 負担上限額
せいかつ ほ ご 生活保護	せいかつ ほ ごじゅきゅうせたい 生活保護受給世帯	0 えん 円
ていしょうとく 低所得	ちょうみんぜいひ か ぜいせたい 町民税非課税世帯	0 えん 円
いっぱん 1 しゃ 一般1（者）	ちょうみんぜいかぜいせたい しょうとくわり まんえん みまん 町民税課税世帯（所得割16万円未満）	9,300 えん 円
いっぱん 1 じ 一般1（児）	ちょうみんぜいかぜいせたい しょうとくわり まんえん みまん 町民税課税世帯（所得割28万円未満）	4,600 えん 円
いっぱん 2 一般2	じょうきい が い 上記以外	37,200 えん 円

このほかにも、**りょうしゃふたん かん けいげん そ ち くら** 利用者負担に関する軽減措置があります。詳しくは、**くわ みらい か** こども未来課 障害福祉担当までお問い合わせください。

しんせい りよう
申請から利用まで

※サービス利用を希望する方は、
しょうがいしえんくぶん にんてい う
まず障害支援区分の認定を受けましょう。

こども みらい か しんせい
こども未来課に申請

しょうがい しえんくぶん にんてい ちょうさ
障害支援区分の認定調査

かい ご きゅう ふ き ぼう
介護給付を希望

くん れん とう きゅう ふ き ぼう
訓練等給付を希望

しん さ かい
審査会

しょうがい しえんくぶん けつ てい
障害支援区分決定

とう りよう けい かく あん さく せい
サービス等の利用計画案作成

し きゅう けつ てい
支給決定

しきゅうりよう き つうち じゅきゅうしゃしょう はっこう
サービスの支給量が決まり、通知され、受給者証が発行されます。

とう りよう けい かく さく せい
サービス等の利用計画作成

りよう かい し
サービス利用開始

しょうがいしえんくぶん
障害支援区分とは？

しょうがい たよう とくせい しんしん じょうたい おう ひつよう ひょうじゅんてき
障害の多様な特性や心身の状態に応じて、必要とされる標準的
しえん ど あ あらわ だんかい くぶん
な支援の度合いを表す6段階の区分です。

介護保険制度が優先になる方

障害福祉サービスの対象者でも、次にあてはまる場合は原則として、介護

保険サービスを優先することが定められています。

I. 65歳以上の方

II. 40歳以上で、16の特定疾病（下記の表）に該当する方

表：16の特定疾病

- ① がん（回復の見込みがないもの）
- ② 関節リウマチ
- ③ 筋萎縮性側索硬化症（ALS）
- ④ 後縦靱帯骨化症
- ⑤ 骨粗しょう症（骨折を伴うもの）
- ⑥ 認知症（初老期）
- ⑦ 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病
- ⑧ 脊髄小脳変性症
- ⑨ 脊柱管狭窄症
- ⑩ 早老症
- ⑪ 多系統萎縮症
- ⑫ 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症
- ⑬ 脳血管疾患
- ⑭ 閉塞性動脈硬化症
- ⑮ 慢性閉塞性肺疾患
- ⑯ 変形性関節症（両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴うもの）

障害福祉と介護保険のサービスについて

しょうがいふくし か い ご ほ け ん きょうつう りょう
障害福祉サービスと介護保険サービスで共通するサービスが利用できる

ば あ い か い ご ほ け ん ゆうせん さだ
場合は、**介護保険のサービスを優先**することが定められています。

しょうがいふくし

● 障害福祉サービス

	しょうがいふくし 障害福祉（サービス）	かいごほけん 介護保険（サービス）
かいごほけん 介護保険に「ある」サービス	ばあいいりょうか 場合により利用可	ゆうせん 優先
かいごほけん 介護保険に「ない」サービス こうどうえんご じりつくんれん しゅうろう 行動援護、自立訓練、就労 いこうしえん しゅうろうけいぞくしえん 移行支援、就労継続支援	じゅきゅう 受給できる	

ほそうぐ

● 補装具

	ほそうぐ 補装具	かいごほけん ふくしやうぐ 介護保険（福祉用具）
かいごほけん 介護保険に「ある」サービス くるま でんどうくるま 車いす、電動車いす、 ほこうき ほこうほじょ 歩行器、歩行補助つえ	ばあいいりょうか 場合により利用可	ゆうせん 優先
かいごほけん 介護保険に「ない」サービス	じゅきゅう 受給できる	

にちじょうせいかつようぐ

● 日常生活用具

	にちじょうせいかつようぐ 日常生活用具	かいごほけん ふくしやうぐ 介護保険（福祉用具）
かいごほけん 介護保険に「ある」サービス とくしゅしんだい たいいへんかんき 特殊寝台、体位変換器、 いどう いじょうしえんようぐ いどうよう 移動・移乗支援用具、移動用 リフト、入浴補助用具等 にゅうよくほじょようぐなど	しんせいふか 申請不可	ゆうせん 優先
かいごほけん 介護保険に「ない」サービス	しんせいか 申請可	

サービス名称	サービス内容
居宅介護(ホームヘルプ)	自宅で食事、入浴、排せつの介護などを行います。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する方に、移動に必要な情報の提供(代筆、代読含む)、移動の援護等の外出支援を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている方が行動するときに、危険を回避するために必要な外出支援を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者または重度の知的障害若しくは精神障害により、行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする方に、自宅で、食事、入浴、排せつの介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。
重度障害者包括支援	介護の必要性がとて高い方に、居宅介護など複数のサービスを包括的にを行います。
短期入所(ショートステイ)	自宅で介護する方が病気等の場合に、短期間、夜間を含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
生活介護	常に介護を必要とする方に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動、生産的活動の機会を提供します。
療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活の支援を行います。
施設入所支援	施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

◆ 相談支援事業所一覧

しょう しゃ かぞく たいしょう しょうがいふくし りょう にちじょうせいかつ
 障がい者やその家族を対象に、障害福祉サービスの利用や日常生活などに
 とくていそうだん けいかくそうだんし えん しょう じ そうだん いっぱんそうだん ち いき ころし えん およ
 ついて特定相談(計画相談支援)、障がい児相談、一般相談(地域移行支援及び
 ち いきていやくし えん う つ りょうりょう
 地域定着支援)を受け付けています。利用料はかかりません。

	じぎょうしよめい 事業所名	そうだんし えん しゅるい 相談支援の種類	たいしょうしゃ 対象者	と あ さき お問い合わせ先
1	そうだんし えん じぎょうしよ 相談支援事業所 あしすど	けいかくそうだんし えん 計画相談支援 しょう じ そうだんし えん 障がい児相談支援	しょう しゃ 障がい者 しょう じ 障がい児	たけとみちようあざ は い み ばんち 竹富町字南風見 2 0 1 番地 8 TEL : 82 - 8877 / FAX : 87 - 0630
2	そうだんし えん じぎょうしよ 相談支援事業所 えがお	けいかくそうだんし えん 計画相談支援 しょう じ そうだんし えん 障がい児相談支援	しょう しゃ 障がい者 しょう じ 障がい児	おきなわけんいしがきし と のしろ ばんち 沖縄県石垣市登野城552番地8 TEL : 83 - 6555 / FAX : 83 - 6555



と あ さき
お問い合わせ先

たけとみちようやくば みらい か
竹富町役場 こども未来課

TEL : 0 9 8 0 - 8 7 - 0 0 8 9

FAX : 0 9 8 0 - 8 2 - 3 7 4 5

～ × ㇏ ～

